

# クロルニトロフェン(CNP)に関する 当面の対応について

平成6年3月7日

生活環境審議会水道部会

水質専門委員会

## 1 はじめに

CNPについては、平成4年12月の本委員会報告において、監視項目として位置付けたところである。その後、CNPと胆のうがんとの関係についての疫学研究を受け、CNPの安全性について昨年12月より残留農薬安全性評価委員会において検討が行われ、このほどその結果が別添のとおりまとめられた。それによると、これまで用いられてきたCNPの一日摂取許容量(ADI)については、CNPと胆のうがんの因果関係が明らかとなるまでの間、設定しないこととされた。本委員会においては、CNPが、通常、田植え前後の時期に散布される農薬であり、今年の散布時期までに緊急的な行政措置が必要であることに配慮し、残留農薬安全性評価委員会の検討結果を基にCNPにかかる水道の水質管理について検討を行い、水道における当面の暫定的な対応を以下のとおり取りまとめた。

## 2 CNPに係る水道水質管理について

CNPについては、ADIを設定しないこととされた特別の事情を考慮し、水道水源に影響を与える地域においては、今後は使用されないよう関係行政機関においてそのための必要な措置が講じられることが望まれる。

このような措置を前提とした上で、CNPに係る水道の水質管理にあたっては、所定の水質検査精度を確保しつつ的確かつ迅速な水質管理が行いうるレベルとして、「暫定水質管理指針値」を定め、必要に応じた浄水処理の強化も含め、適切に対処する必要がある。

暫定水質管理指針値は、以上のことから、監視項目に係る水質試験で採用している現行のCNPの分析法により定量できる最小の値をもとに、 $0.0001\text{mg/l}$ 以下として設定するのが適当と判断される。

## 3 水道事業者等の対応

### (1) 関係行政機関等との連携

水道事業者等はもとより国及び地方公共団体においては、水道水においてCNPが暫定水質管理指針値を超えることがないようにするため、関係行政機関等との間で密接な連携を図り、水道水源に影響を与える地域においてCNPが使用されないための適切な指導等の措置が講じられるよう努める必要がある。

### (2) 水質監視体制及び水質監視頻度

CNPは、除草剤として、主に水田において、田植前後にたん水状態で使用される。このため、水道原水中のCNP濃度は、田植前後にピークに達し、その後、約1~2か月を要して減衰する傾向にある。

CNPに係る水質監視は、水田のかんがい排水の影響を大きく受けやすい水道において実施することとし、その際、CNPの流出特性からみて迅速かつ頻度の高い測定を要するため、大規模な水道事業者等が中心となって近隣の中小の事業者と緊密な連絡のもとに組織的に行うことが望まれる。

水道事業者等は、暫定水質管理指針値を遵守するため、近年のCNPの散布時期や散布場所等の使用実績、水質測定結果等を基に、水質監視頻度を定め、的確な水質監視に努めるものとする。特に、田植時期を中心としてその前後において監視頻度を高める必要がある。

### (3) 浄水処理

CNPの監視の結果、万一水道水において暫定水質管理指針値を超える状況にあるとみられる場合、水道事業者等としては浄水処理により適切に対処する必要がある。

CNPは通常の浄水処理では最大30%程度の除去が限度であり、オゾン、塩素による酸化分解でも十分な除去が期待できない。一方、活性炭による吸着処理により90%程度の除去が期待できることから、CNPの除去については活性炭による吸着処理で対応するのが適当である。

なお、粉末活性炭処理によりCNPを除去しようとする場合は、特に、前述のCNPの流出特性に留意のうえ、的確な注入時期及び注入率となるよう十分配慮する必要がある。

## 4 その他

安全な水道水を確保するため、今後とも水道水中の化学物質に係る科学的知見の集積及び評価に努める必要があり、その実施体制等推進方策について関係行政分野とも密接な連携をとりつつ、積極的に検討が進められることを期待するものである。

なお、CNPを原体とするアミノ体については、水道水中の存在状況の把握に努め、引き続き水質専門委員会において検討を進めるものとする。

別添

クロルニトロフェン（CNP）に係る残留農薬安全性評価委員会評価

平成6年3月7日

（以下、別途配布につき省略）

生活環境審議会水道部会水質専門委員会名簿

氏名	所属
安藤 正典	国立衛生試験所環境衛生化学部長
入村 達郎	東京大学薬学部教授
大垣 真一郎	東京大学工学部教授
梶野 勝司	大阪市水道局工務部水質試験所長
熊谷 進	国立予防衛生研究所食品衛生微生物部長
黒川 雄二	国立衛生試験所安全性生物試験研究センター毒性部長
合田 健	摂南大学工学部教授
菅原 弘	東京都水道局技監
田中 平三	東京医科歯科大学難治疾患研究所教授
林 裕造	国立衛生試験所安全性生物試験研究センター長
真柄 泰基	国立公衆衛生院水道工学部長
和田 攻	東京大学医学部教授

◎ 委員長